

落札者決定基準
申請管理システム等構築及び運用保守業務

令和7年6月

北九州市

目次

1	本書の位置付け	2
2	落札者の決定方法	2
	（1）入札価格の評価	2
	（2）提案内容の評価	2
	（3）総合評価の方法及び落札者の決定方法	2
	（4）総合評価の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応	2
3	入札価格評価の方法	3
4	技術評価の方法	3
	（1）配分の考え方	3
	（2）評価の方法	3

1 本書の位置付け

申請管理システム等構築及び運用保守業務（以下「落札者決定基準」という。）は、北九州市（以下「市」という。）が申請管理システム等構築及び運用保守業務（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

2 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価である「価格点」に提案内容の評価である「技術点」を加算する総合評価方式を採用する。

各委員の採点結果を集計のうえ、最も得点の高い者を落札者とする。

（１）入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき「価格点」を与える。ただし、入札参加者の入札価格が本市の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

（２）提案内容の評価

「提案評価一覧表」に基づき提案内容の評価し「技術点」を与える。ただし、本市が必要とする項目で０点（記載がない、本市の要求を満たしていない）となる場合は失格となり、落札候補者とししない。

（３）総合評価の方法及び落札者の決定方法

（１）及び（２）で評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合評価点」という）が最も高い者を落札者とする。「総合評価点」の最高点は２，０００点とし、「技術点」の最高点は１，８００点、「価格点」の最高点は２００点とする。

（４）総合評価の最も高い者が２者以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点の最も高い者が２者以上あり、入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合は、「技術点」が高い者を落札者とする。なお、どちらも同点の場合は、当該入札参加者立会いのもと、くじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせることができる。

3 入札価格評価の方法

価格点は、以下の算出式により算出する。

$$\text{価格点} = 200 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格})$$

※ただし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

4 技術評価の方法

技術点は、評価基準に基づいて、以下のとおりに算出する。

(1) 配分の考え方

次のとおり大分類を設定する。

各大分類に配分する得点は、下表のように設定する。

大分類	配点
業務理解・取組方針	100
構築計画、体制	500
機能要件	400
非機能要件	300
運用・保守計画、体制	200
法令遵守	50
自由提案	150
手続きの追加	100
合計	1800

(2) 評価の方法

「提案内容評価表」の各小分類について、以下に示す方法により5段階の評価を行う。技術点は、小数点第2位までを求めて付与する。

判断基準		評価	得点 付与方法
・十分な理解、認識に基づいた提案の的確性など ・提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性など	ア 特に優れている	S	配点×1.00
	イ アとウの中間程度	A	配点×0.75
	ウ 優れている	B	配点×0.50
	エ 要求水準を満たす程度	C	配点×0.25
	オ 要求水準を満たしていない	D	配点×0.00